

知的財産権の範囲

| 種別 | 保護内容 | 権利期間 |
|---------|------------------------|---------------------|
| 特許権 | 発明 | 出願から20年 |
| 実用新案権 | 考案 | 出願から6年 |
| 意匠権 | 創作 | 登録から15年 |
| 商標権 | 商品・役務 | 登録から10年 (更新登録可能) |
| 回路配置利用権 | 半導体集積回路の回路配置 | 登録から10年 |
| 不正競争の防止 | 営業秘密 著名な商品などの表示 | |
| 著作権 | 著作物 プログラム データベース | 著作者の死亡 から50年 |
| 育成者権 | 植物の新品種 | 登録から15年 樹木は18年 |

工業所有権

著作権

知的財産権



1

知的財産権とは

知的活動によって生じた無形の財産にかかわる権利の総称。「工業所有権」と「著作権」の二つに大別される。

「財産」と呼ばれるものには、土地や家屋、宝石、クルマなど有形のものと、文学作品や絵画、音楽、各種の発明のように無形のものがある。「知的財産権」は、そうした財産のうち、人間の知的活動によって生じた無形の財産にかかわる権利の総称である。したがって、アニメのキャラクターやルイ・ヴィトン、シャネルといったブランド名、コカ・コーラやマクドナルドのロゴマークなどはすべて知的財産権の対象になる。

知的財産権は、法律用語の「Intellectual Property」の訳語として一九八〇年代初めから使われ始めた。官庁などでは「知的所有権」という言葉も使われるが、民間企業では「知的財産権」のほうを使うことが多い。また他に、「無体財産権」という言い方もある。

知的財産権はその対象物によって、各種の法律で保護されている。例えば、発明は特許権として特許法で、美術作品などは著作権法で保護されている。

工業所有権と著作権に大別

その知的財産権は特許や実用新案、意匠、商標などについての「工業所有権」と、芸術作品、コンピュータソフトなどについての「著作権」の二つに大別される。

特許は前者の工業所有権の代表的なもので、新規の技術で社会の発展に貢献すると思われる発明に一定期間、与えられる独占的な実施権である。

工業所有権の一つである実用

新案は、物品の形状、構造または組み合わせに関する考案を保護するものである。ただし、特許との区別があいまいであるため、この制度を採用していない国も多い。

意匠権は、新規で美的な製品

のデザインに与えられ、工業製品に利用しうる外観上の特徴ある意匠の創作である。登録された場合、特許と同様の権利が与えられる。

企業のハウスマークや商品の名称、サービスマークには登録

既存の枠組みでは限界

によって商標権が与えられる。これが商標で、商品や企業の信用にかかわる重要なものである。

著作権は、小説や論文、絵画や音楽など人間の思想、感情を創作的に表現したものを（著作物と呼ぶ）を保護するものである。

知的財産権はその対象物によって各種の法律で保護されていることは先に見たとおりだが、知価産業が生み出した新しい技術の登場で、近年はこれら既存の権利保護の法制的枠組みでは保護しきれないものも出てきている。バイオテクノロジーの産物や、コンピュータのプログラムなどがそれである。

このため、実際の保護に当たっては、各種の法律を動員して体系的な保護を図る観点からの検討が必要になってきている。

KEYWORD

【産業目的と文化目的】

発生的には、知的財産のうち、「産業目的」に寄与するものが工業所有権で、「文化目的」に寄与するものが著作権である。

注2 まったく新しい分野に属する知的財産権については、P22～23の「新しい知的財産権にはどんなものがあるか」の項を参照。

注1 これら知的所有権法は大きく、産業および文化的創作を保護する「創作法」と、営業上のマーク・標識を規制している「標識法」の2つに分けることもできる。